

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(46)……………2
- 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(47) ……2
- 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(48)……………2
- 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(49)……………2
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(50)……………3
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(51)……………3
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(52)……………16

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(84)……………20
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則(85)……………20
- 世田谷区個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(86)……………20
- 世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則(87)……………20
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(88)……………20
- 世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(89)……………20
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(90)……………21
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(91)……………21
- 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(92)……………21
- 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(93)……………21
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則(94)……………22

告 示

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の変更の告示(663)……………22
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(664)……………22
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(665)……………22
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示(666)……………22
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(667)……………22
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(668)……………22
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(669)……………22
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(670)……………22
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(671)……………22
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(672)……………23
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(673)……………23
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(674)……………23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(675)……………23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(676)……………23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(677)……………23
- 令和6年4月1日世田谷区告示第254号の一部を訂正する告示(678)……………23
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(679)……………23
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(680)……………23
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(681)……………23
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(682)……………24
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示(683)……………24
- 令和6年4月1日世田谷区告示第237号の一部を訂正する告示(684)……………24
- 令和6年4月1日世田谷区告示第211号の一部を訂正する告示(685)……………24
- 令和6年4月1日世田谷区告示第204号の一部を訂正する告示(686)……………24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(687)……………24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(688)……………24
- 令和6年4月1日世田谷区告示第212号の一部を訂正する告示(689)……………24
- 令和6年4月1日世田谷区告示第205号の一部を訂正する告示(690)……………24
- 令和6年4月1日世田谷区告示第206号の一部を訂正する告示(691)……………24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(692)……………24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(693)……………24
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(694)……………24

- 令和6年4月1日世田谷区告示第213号の一部を訂正する告示(695)……………24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(696)……………24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(697)……………25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(698)……………25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(699)……………25
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認、確認の辞退及び確認の全部の効力の停止の告示(700)……………25
- 令和6年第4回世田谷区議会定例会招集の告示(701)……………25
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(702)……………25
- 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(703)……………25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(704)……………25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(705)……………25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(706)……………25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(707)……………26
- 令和6年4月1日世田谷区告示第210号の一部を訂正する告示(708)……………26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(709)……………26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(710)……………26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(711)……………26
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(712)……………26
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(713)……………26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(714)……………26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(715)……………26
- 令和6年4月1日世田谷区告示第236号の一部を訂正する告示(716)……………27
- 令和6年4月1日世田谷区告示第234号の一部を訂正する告示(717)……………27
- 令和6年4月1日世田谷区告示第235号の一部を訂正する告示(718)……………27
- 令和6年4月1日世田谷区告示第253号の一部を訂正する告示(719)……………27
- 令和6年4月1日世田谷区告示第244号の一部を訂正する告示(720)……………27
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(721)……………27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(722)……………27
- 道路法に基づく特別区道路線の区

域変更及び供用開始の告示(723)……27

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(724)……27

○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(725)……27

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(726)……27

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(727)……27

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(728)……27

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(729)……28

○子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業の確認の辞退の告示(730)……28

○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(731)……28

○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(732)……28

公 告

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(66)……32

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(67)……32

○国土調査法に基づく地図及び簿冊の作成公告(68)……32

○生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定解除の公告(69)……32

規 則(教)

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(11)……32

告 示(教)

○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(12)……33

告 示(選)

○公職選挙法に基づく令和6年12月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を定める告示(51)……34

○世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示の一部を改正する告示(52)……34

告 示(農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(10)……35

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和6年11月29日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第46号
世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第47号
世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第48号
世田谷区長等の給料等に関する条例の一

部を改正する条例

世田谷区条例第49号
世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第50号
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第51号
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第52号
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の中「929,600円」を「937,000円」に改め、同表副議長の中「787,100円」を「793,300円」に改め、同表委員長の中「665,500円」を「670,800円」に改め、同表副委員長の中「633,500円」を「638,500円」に改め、同表議員の中「616,500円」を「621,400円」に改める。

第8条第2項中「100分の195」を「6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」に改める。

第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」を「100分の205」に改める。

附 則

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第2条の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による議員報酬の内払とみなす。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「662,100円」を「667,300円」に改め、同項第2号中「642,100円」を「647,200円」に改める。第5条第3項中「100分の195」を「6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」に改める。

6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」に改める。

第2条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」を「100分の205」に改める。

附 則

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第2条第1項の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の世田谷区監査委員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例(昭和47年6月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の195」を「6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」に改める。

別表第1区長の項中「1,053,200円」を「1,061,600円」に改め、同表副区長の項中「810,700円」を「817,100円」に改める。

第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」を「100分の205」に改める。

附 則

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(別表第1の改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の世田谷区長等の給料等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和47年6月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「765,500円」を「771,600円」に改める。

<p>第4条第3項中「100分の195」を「、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」に改める。</p> <p>第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215」を「100分の205」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払と</p>	<p>みなす。</p> <hr/> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。</p> <p>第17条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に改める。</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。</p> <p>第17条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第9条の3第1項第1号中「268,500円」を「275,700円」に改める。</p> <p>第21条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。</p> <p>第21条の4第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。</p> <p>別表第1及び別表第2を次のように改める。</p>
--	---	--

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

イ 行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,400	231,500	254,100	276,700	303,500	379,400
	2	178,500	232,400	255,500	278,600	305,700	382,000
	3	179,600	233,300	256,900	280,500	307,900	384,600
	4	180,800	234,300	258,300	282,400	310,100	387,200
	5	182,000	235,300	259,800	284,400	312,400	389,900
	6	183,200	236,400	261,400	286,300	314,600	392,600
	7	184,400	237,500	263,000	288,200	316,900	395,300
	8	185,600	238,600	264,600	290,200	319,200	398,100
	9	186,800	239,800	266,300	292,200	321,500	400,900
	10	188,000	241,000	268,000	294,100	323,900	403,700
	11	189,400	242,200	269,800	296,100	326,200	406,500
	12	190,700	243,400	271,600	298,100	328,600	409,300
	13	192,000	244,600	273,400	300,100	330,900	412,100
	14	193,500	245,900	275,200	302,100	333,300	414,900
	15	195,000	247,200	277,000	304,100	335,600	417,700
	16	196,500	248,500	278,900	306,100	338,000	420,500
	17	198,000	249,900	280,800	308,000	340,300	423,400
	18	199,700	251,300	282,600	309,900	342,700	426,300
	19	201,600	252,700	284,500	311,900	345,100	429,200
	20	203,400	254,100	286,400	313,900	347,400	432,100
	21	205,200	255,600	288,300	315,900	349,700	435,000
	22	207,000	257,100	290,100	317,900	352,200	438,000
	23	208,900	258,600	292,000	319,800	354,600	441,100
	24	210,800	260,100	293,900	321,800	357,000	444,100
	25	212,600	261,600	295,800	323,800	359,300	447,100
	26	214,500	263,100	298,100	326,200	361,700	449,900
	27	216,500	264,600	300,500	328,700	364,100	452,700
	28	218,300	266,100	302,900	331,200	366,500	455,400
	29	220,000	267,700	305,300	333,700	369,100	458,000
	30	220,900	269,800	307,200	335,900	371,900	460,600
	31	221,600	271,900	309,000	338,000	374,700	463,100
	32	222,300	274,000	310,800	340,100	377,500	465,500

33	223,000	276,200	312,600	342,200	380,300	467,700
34	223,800	277,600	314,400	344,200	382,800	469,800
35	224,600	279,000	316,200	346,200	385,100	471,800
36	225,500	280,400	318,000	348,300	387,400	473,900
37	226,400	281,900	319,800	350,400	389,800	475,800
38	227,300	283,300	321,600	352,500	392,200	477,600
39	228,300	284,700	323,400	354,600	394,500	479,200
40	229,200	286,100	325,200	356,600	396,700	480,800
41	230,300	287,400	327,000	358,600	398,900	482,300
42	231,400	288,700	328,800	360,600	401,200	483,800
43	232,600	290,100	330,600	362,600	403,400	485,200
44	233,800	291,500	332,400	364,500	405,600	486,600
45	235,100	292,800	334,100	366,400	407,700	487,900
46	236,200	294,100	335,800	368,200	409,700	489,300
47	237,300	295,500	337,500	370,100	411,700	490,500
48	238,500	296,800	339,300	372,000	413,600	491,700
49	239,800	298,200	341,100	373,900	415,500	492,800
50	240,900	299,600	342,800	375,700	417,200	494,000
51	242,000	300,900	344,500	377,600	418,800	495,000
52	243,200	302,200	346,200	379,300	420,200	496,000
53	244,400	303,500	348,000	381,000	421,600	497,000
54	245,500	304,800	349,700	382,700	423,000	497,900
55	246,600	306,100	351,400	384,400	424,300	498,800
56	247,800	307,400	353,000	385,900	425,400	499,700
57	249,000	308,700	354,600	387,400	426,500	500,500
58	250,100	310,000	356,200	388,900	427,600	501,300
59	251,200	311,200	357,800	390,400	428,700	502,100
60	252,400	312,500	359,400	391,900	429,600	502,800
61	253,600	313,800	361,000	393,300	430,500	503,500
62	254,700	315,100	362,600	394,600	431,400	504,200
63	255,900	316,400	364,100	395,900	432,200	504,800
64	257,100	317,700	365,600	397,100	433,000	505,400
65	258,200	318,900	367,100	398,200	433,800	506,000
66	259,300	320,200	368,600	399,200	434,500	506,600
67	260,500	321,500	370,100	400,200	435,300	507,100
68	261,600	322,800	371,500	401,200	436,000	507,600
69	262,800	324,000	372,900	402,200	436,600	508,100
70	263,900	325,300	374,200	403,000	437,300	508,600
71	265,100	326,600	375,500	403,900	437,900	509,100
72	266,200	327,800	376,700	404,700	438,500	509,600
73	267,400	329,100	377,800	405,500	439,000	510,100
74	268,500	330,300	378,800	406,200	439,500	510,600
75	269,600	331,500	379,800	406,900	440,000	511,100
76	270,800	332,600	380,700	407,600	440,600	511,600
77	272,000	333,700	381,700	408,300	441,200	512,100
78	273,100	334,800	382,600	408,900	441,800	512,600
79	274,300	335,800	383,500	409,600	442,400	513,100
80	275,500	336,800	384,200	410,200	442,800	513,600
81	276,600	337,600	385,000	410,800	443,300	514,100
82	277,800	338,500	385,800	411,300	443,800	514,600
83	278,900	339,300	386,500	411,800	444,300	515,100
84	280,000	340,100	387,100	412,300	444,800	515,600
85	281,200	340,700	387,800	412,800	445,300	516,100
86	282,300	341,400	388,400	413,200	445,800	516,600
87	283,500	342,000	389,000	413,700	446,200	517,100
88	284,600	342,600	389,500	414,200	446,700	517,600
89	285,800	343,200	390,000	414,600	447,200	518,100
90	287,000	343,800	390,500	415,100	447,700	
91	288,100	344,400	391,000	415,600	448,200	
92	289,200	344,900	391,500	416,000	448,700	
93	290,400	345,400	392,000	416,400	449,100	
94	291,600	345,900	392,500	416,900	449,600	
95	292,800	346,400	393,000	417,400	450,100	

世田谷区公報

令和6年12月20日(第765号)

96	293,900	346,900	393,500	417,800	450,600		
97	295,000	347,400	393,900	418,200	451,100		
98	296,200	347,800	394,300	418,600	451,600		
99	297,400	348,300	394,800	419,000	452,100		
100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600		
101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100		
102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600		
103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100		
104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600		
105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100		
106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600		
107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100		
108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600		
109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100		
110	308,200	353,200	399,600	423,400			
111	309,000	353,600	400,000	423,800			
112	309,800	354,000	400,400	424,200			
113	310,400	354,400	400,800	424,600			
114	311,100	354,800	401,200	425,000			
115	311,700	355,200	401,600	425,400			
116	312,300	355,600	402,000	425,800			
117	312,800	356,000	402,400	426,200			
118	313,300	356,400	402,800	426,600			
119	313,700	356,800	403,200	427,000			
120	314,100	357,200	403,600	427,400			
121	314,400	357,600	404,000	427,800			
122	314,800		404,400	428,200			
123	315,200		404,800	428,600			
124	315,600		405,200	429,000			
125	316,000		405,600	429,400			
126	316,300		406,000	429,800			
127	316,700		406,400	430,200			
128	317,100		406,800	430,600			
129	317,500		407,200	431,000			
130	317,900		407,600				
131	318,300		408,000				
132	318,700		408,400				
133	319,000		408,800				
134	319,400						
135	319,700						
136	320,000						
137	320,300						
138	320,600						
139	320,900						
140	321,200						
141	321,500						
142	321,800						
143	322,100						
144	322,400						
145	322,700						
146	323,000						
147	323,300						
148	323,600						
149	323,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	200,400	235,400	274,000	292,100	316,600		384,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

ロ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	161,800	225,100	242,000	248,600
	2	162,500	226,000	243,600	250,200
	3	163,200	227,300	245,200	251,900
	4	163,900	228,600	246,900	253,600
	5	164,600	229,900	248,500	255,400
	6	165,300	231,300	250,100	257,000
	7	166,000	232,600	251,700	258,800
	8	166,700	233,900	253,300	260,500
	9	167,400	235,300	255,200	262,300
	10	168,100	237,200	257,000	264,000
	11	168,800	239,000	259,000	265,800
	12	169,500	240,800	261,100	267,500
	13	170,200	242,700	263,100	269,200
	14	171,200	244,000	264,800	270,900
	15	172,200	245,200	266,400	272,600
	16	173,200	246,500	267,900	274,300
	17	174,200	247,800	269,500	276,100
	18	175,300	249,000	271,000	277,800
	19	176,400	250,300	272,600	279,500
	20	177,500	251,500	274,100	281,300
	21	178,700	252,600	275,700	283,100
	22	179,900	253,800	277,200	285,100
	23	181,100	255,000	278,800	287,300
	24	182,300	256,200	280,300	289,500
	25	183,400	257,400	281,900	291,700
	26	184,600	258,500	283,400	293,600
	27	186,000	259,700	285,000	295,400
	28	187,300	260,900	286,500	297,200
	29	188,500	262,100	288,000	299,100
	30	190,000	263,300	289,500	300,800
	31	191,500	264,500	290,900	302,600
	32	192,500	265,600	292,500	304,400
	33	193,500	266,800	294,000	306,200
	34	195,200	267,900	295,500	308,100
	35	197,000	269,100	297,000	309,900
	36	198,700	270,200	298,400	311,700
	37	200,200	271,300	300,000	313,400
	38	201,000	272,500	301,400	315,200
	39	201,700	273,500	302,900	316,900
	40	202,300	274,700	304,300	318,600
	41	202,900	275,800	305,700	320,200
	42	203,700	277,000	307,000	321,800
	43	204,400	278,100	308,400	323,500
	44	205,200	279,300	309,800	325,100
	45	206,000	280,300	311,200	326,800
	46	206,800	281,500	312,600	328,400
	47	207,800	282,600	313,900	330,000
	48	208,600	283,700	315,100	331,500
	49	209,600	284,800	316,400	333,000
	50	210,600	285,900	317,700	334,500
	51	211,700	287,100	319,000	336,000
	52	212,800	288,100	320,200	337,300
	53	213,900	289,300	321,400	338,600
	54	214,900	290,300	322,600	339,900
	55	215,900	291,400	323,700	341,200
	56	216,800	292,400	324,700	342,500
	57	217,700	293,500	325,700	343,700
	58	219,200	294,300	326,500	344,900

世田谷区公報

令和6年12月20日（第765号）

59	220,200	295,200	327,400	346,000
60	221,300	296,000	328,200	347,100
61	222,400	296,800	329,000	348,000
62	223,400	297,500	329,800	348,900
63	221,400	298,200	330,600	349,800
64	225,500	298,900	331,200	350,600
65	226,600	299,500	331,900	351,500
66	227,600	300,100	332,600	352,200
67	228,600	300,600	333,200	353,000
68	229,700	301,100	333,700	353,700
69	230,800	301,700	334,300	354,400
70	231,800	302,200	334,800	355,000
71	232,900	302,700	335,300	355,600
72	234,000	303,200	335,700	356,200
73	235,000	303,600	336,200	356,900
74	236,000	304,000	336,600	357,400
75	237,100	304,500	337,000	358,000
76	238,100	304,900	337,500	358,500
77	239,100	305,400	337,900	359,000
78	240,100	305,700	338,300	359,500
79	241,200	306,200	338,800	359,900
80	242,200	306,600	339,200	360,400
81	243,300	307,000	339,500	360,800
82	244,300	307,400	339,900	361,100
83	245,300	307,800	340,300	361,600
84	246,400	308,300	340,700	362,000
85	247,500	308,700	341,200	362,400
86	248,500	309,100	341,600	362,800
87	249,600	309,400	342,000	363,200
88	250,700	309,800	342,400	363,600
89	251,700	310,100	342,700	363,900
90	252,800	310,500	343,100	364,400
91	253,800	310,800	343,400	364,800
92	254,800	311,200	343,800	365,200
93	255,900	311,500	344,100	365,500
94	256,900	311,900	344,500	365,900
95	258,000	312,200	344,800	366,200
96	259,000	312,600	345,100	366,600
97	260,100	312,900	345,500	366,900
98	261,200	313,300	345,800	367,300
99	262,200	313,600	346,200	367,600
100	263,200	314,000	346,500	368,000
101	264,300	314,300	346,900	368,300
102	265,400	314,700	347,200	368,700
103	266,400	315,100	347,600	369,000
104	267,400	315,500	347,900	369,400
105	268,500	315,900	348,200	369,700
106	269,500	316,300	348,600	370,100
107	270,600	316,700	348,900	370,400
108	271,700	317,100	349,300	370,800
109	273,000	317,500	349,600	371,100
110	273,800	317,800	350,000	371,500
111	274,600	318,100	350,300	371,800
112	275,500	318,400	350,700	372,100
113	276,400	318,700	351,000	372,500
114	277,300	319,000	351,400	372,800
115	278,100	319,300	351,700	373,200
116	278,900	319,600	352,000	373,500
117	279,700	319,900	352,400	373,900
118	280,500	320,200	352,800	374,200
119	281,200	320,500	353,200	374,600
120	281,900	320,800	353,600	374,900
121	282,500	321,100	354,000	375,300

世田谷区公報

	122	283,100	321,300	354,400	
	123	283,600	321,500	354,800	
	124	284,200	321,700	355,200	
	125	284,600	321,900	355,600	
	126	285,100	322,100	356,000	
	127	285,500	322,300	356,400	
	128	285,800	322,500	356,800	
	129	286,100	322,700	357,200	
	130	286,500	322,900	357,600	
	131	286,800	323,100	358,000	
	132	287,200	323,300	358,400	
	133	287,600	323,500	358,800	
	134	287,900	323,600	359,200	
	135	288,200	323,700	359,600	
	136	288,600	323,800	360,000	
	137	288,900	323,900	360,400	
	138	289,300	324,000	360,800	
	139	289,700	324,100	361,200	
	140	290,000	324,200	361,600	
	141	290,300	324,300	362,000	
	142	290,700	324,400	362,400	
	143	290,900	324,500	362,800	
	144	291,200	324,600	363,200	
	145	291,500	324,700	363,600	
	146	291,700	324,800	364,000	
	147	292,000	324,900	364,400	
	148	292,300	325,000	364,800	
	149	292,600	325,100	365,200	
	150	292,800		365,600	
	151	293,100		366,000	
	152	293,400		366,400	
	153	293,700		366,800	
	154	293,900		367,100	
	155	294,200		367,400	
	156	294,500		367,700	
	157	294,700		368,000	
	158	295,000			
	159	295,300			
	160	295,600			
	161	295,900			
	162	296,200			
	163	296,500			
	164	296,800			
	165	297,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		216,300	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定 年 前 再	1	243,400	344,800	425,400
	2	246,000	348,100	428,200
	3	248,600	351,800	431,000
	4	251,000	355,200	433,800

世田谷区公報

令和6年12月20日(第765号)

任用短時間勤務職員以外の職員	5	253,500	358,800	436,800
	6	256,100	362,300	439,500
	7	258,400	365,900	442,300
	8	261,100	369,200	445,000
	9	263,800	372,800	447,700
	10	266,600	376,900	450,400
	11	269,600	381,000	453,100
	12	272,400	385,000	455,800
	13	275,400	388,900	458,600
	14	279,300	392,600	461,400
	15	283,200	396,200	464,200
	16	286,700	399,800	466,800
	17	290,300	403,400	469,400
	18	293,800	406,200	471,900
	19	297,000	408,800	474,700
	20	300,500	411,300	477,300
	21	304,000	414,000	480,000
	22	307,200	416,500	482,700
	23	310,300	419,200	485,400
	24	313,300	421,600	487,800
	25	316,400	423,800	490,600
	26	319,600	426,200	493,200
	27	322,400	428,500	495,600
	28	325,600	430,900	498,000
	29	328,700	433,500	500,600
	30	331,800	435,700	503,100
	31	334,800	438,300	505,100
	32	338,000	440,700	507,400
	33	340,700	443,100	509,500
	34	343,900	445,500	511,800
	35	346,600	447,500	514,000
	36	349,300	449,500	516,400
	37	352,400	451,500	518,300
	38	355,500	453,500	520,100
	39	358,800	455,800	522,100
	40	361,300	457,700	524,000
	41	363,900	459,800	526,200
	42	366,600	461,700	527,600
	43	369,200	463,700	529,200
	44	371,300	465,500	530,900
	45	373,500	467,100	532,600
	46	375,800	468,900	533,700
	47	378,400	470,600	535,000
	48	380,700	472,200	536,100
	49	382,800	473,800	537,400
	50	384,200	475,300	538,600
	51	385,400	476,700	539,800
	52	386,600	478,000	540,900
	53	387,900	479,200	542,000
	54	389,100	480,300	543,000
	55	390,400	481,200	544,000
	56	391,700	482,100	544,900
	57	392,900	483,000	545,800
	58	394,300	483,600	546,700
	59	395,200	484,700	547,600
	60	396,400	485,800	548,600
	61	397,100	486,700	549,600
	62	398,000	487,400	550,500
	63	398,600	488,200	551,600
	64	399,400	489,000	552,600
	65	400,300	489,600	553,600
	66	400,900	490,400	554,600
	67	401,500	491,000	555,500

世田谷区公報

68	402,400	491,700	556,500
69	402,900	492,300	557,500
70	403,500	492,800	558,500
71	404,300	493,100	559,500
72	404,900	493,600	560,400
73	405,500	494,100	561,400
74	406,100	494,600	562,400
75	406,700	495,000	563,300
76	407,400	495,400	564,200
77	408,100	495,800	565,200
78	408,700	496,100	566,100
79	409,300	496,500	567,000
80	409,900	497,000	567,800
81	410,600	497,500	568,700
82	411,000	497,900	569,500
83	411,500	498,300	570,400
84	412,200	498,800	571,200
85	413,100	499,400	572,000
86	413,600	500,000	572,800
87	414,200	500,500	573,600
88	414,900	500,900	574,300
89	415,500	501,400	575,000
90	415,900	502,000	575,700
91	416,400	502,500	576,500
92	416,900	503,000	577,300
93	417,300	503,500	578,000
94	417,700	504,100	578,800
95	418,100	504,600	579,500
96	418,600	505,100	580,200
97	419,100	505,600	580,900
98	419,500	506,100	581,500
99	420,000	506,600	582,200
100	420,400	507,200	582,900
101	420,800	507,700	583,600
102	421,200	508,200	584,300
103	421,600	508,700	584,900
104	422,100	509,300	585,500
105	422,600	509,800	586,300
106	423,100		587,000
107	423,600		587,700
108	424,100		588,400
109	424,500		589,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	299,200	360,900	422,200

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間		円	円	円	円	円
	1	178,100	232,900	254,600	277,200	303,500
	2	179,300	233,800	256,000	278,900	305,700
	3	180,500	234,700	257,400	280,700	307,900
	4	181,700	235,700	258,800	282,500	310,100
	5	182,900	236,700	260,300	284,500	312,400
	6	184,200	237,700	261,900	286,400	314,600
	7	185,500	238,700	263,500	288,300	316,900
	8	186,800	239,700	265,100	290,300	319,200
9	188,100	240,700	266,800	292,300	321,500	

世田谷区公報

令和6年12月20日(第765号)

勤務職員以外の職	10	189,500	241,800	268,500	294,200	323,900
	11	191,000	242,900	270,300	296,200	326,200
	12	192,400	244,000	272,000	298,200	328,600
	13	193,800	245,100	273,700	300,200	330,900
	14	195,300	246,300	275,400	302,200	333,300
	15	196,800	247,600	277,200	304,200	335,600
	16	198,400	248,900	279,100	306,200	338,000
	17	200,000	250,300	281,000	308,100	340,300
	18	201,800	251,700	282,800	310,000	342,700
	19	203,700	253,100	284,700	312,000	345,100
	20	205,500	254,500	286,600	314,000	347,400
	21	207,300	256,000	288,500	316,000	349,700
	22	209,000	257,500	290,300	318,000	352,200
	23	210,800	259,000	292,200	319,900	354,600
	24	212,600	260,500	294,100	321,900	357,000
	25	214,200	262,000	296,000	323,900	359,300
	26	215,900	263,500	298,300	326,300	361,700
	27	217,700	265,000	300,700	328,800	364,100
	28	219,400	266,500	303,100	331,300	366,500
	29	221,100	268,100	305,500	333,800	369,100
	30	222,000	270,200	307,300	336,000	371,900
	31	222,800	272,300	309,000	338,100	374,700
	32	223,600	274,400	310,800	340,200	377,500
	33	224,500	276,500	312,700	342,300	380,300
	34	225,400	277,800	314,400	344,300	382,800
	35	226,300	279,200	316,200	346,300	385,100
	36	227,300	280,600	318,000	348,400	387,400
	37	228,200	282,100	319,900	350,500	389,800
	38	229,000	283,500	321,600	352,600	392,200
	39	229,900	284,800	323,400	354,600	394,500
	40	230,900	286,100	325,200	356,600	396,700
	41	231,900	287,500	327,000	358,600	398,900
	42	232,800	288,700	328,800	360,600	401,200
	43	233,800	290,100	330,600	362,600	403,400
	44	234,800	291,500	332,400	364,500	405,600
	45	235,700	292,900	334,100	366,400	407,700
	46	236,900	294,200	335,800	368,200	409,700
	47	238,100	295,600	337,500	370,100	411,700
	48	239,300	296,900	339,300	372,000	413,600
	49	240,700	298,300	341,100	373,900	415,500
	50	242,000	299,700	342,800	375,700	417,200
	51	243,200	301,000	344,500	377,600	418,800
	52	244,400	302,300	346,200	379,300	420,200
	53	245,600	303,600	348,000	381,000	421,600
	54	246,800	304,800	349,700	382,700	423,000
	55	247,800	306,100	351,400	384,400	424,300
	56	249,000	307,400	353,000	385,900	425,400
	57	250,100	308,700	354,600	387,400	426,500
	58	251,300	310,000	356,200	388,900	427,600
	59	252,400	311,200	357,800	390,400	428,700
	60	253,500	312,500	359,400	391,900	429,600
	61	254,600	313,800	361,000	393,300	430,500
	62	255,800	315,100	362,600	394,600	431,400
	63	256,900	316,400	364,100	395,900	432,200
	64	258,000	317,700	365,600	397,100	433,000
	65	259,100	318,900	367,100	398,200	433,800
	66	260,300	320,200	368,600	399,200	434,500
	67	261,400	321,500	370,100	400,200	435,300
	68	262,500	322,800	371,500	401,200	436,000
	69	263,600	324,000	372,900	402,200	436,600
	70	264,700	325,300	374,200	403,000	437,300
	71	265,800	326,600	375,500	403,900	437,900
	72	266,900	327,800	376,700	404,700	438,500

世田谷区公報

73	268,100	329,100	377,800	405,500	439,000
74	269,300	330,300	378,800	406,200	439,500
75	270,300	331,500	379,800	406,900	440,000
76	271,500	332,600	380,700	407,600	440,600
77	272,600	333,700	381,700	408,300	441,200
78	273,800	334,800	382,600	408,900	441,800
79	275,000	335,800	383,500	409,600	442,400
80	276,100	336,800	384,200	410,200	442,800
81	277,100	337,600	385,000	410,800	443,300
82	278,200	338,500	385,800	411,300	443,800
83	279,200	339,300	386,500	411,800	444,300
84	280,300	340,100	387,100	412,300	444,800
85	281,600	340,700	387,800	412,800	445,300
86	282,700	341,400	388,400	413,200	445,800
87	283,800	342,000	389,000	413,700	446,200
88	284,900	342,600	389,500	414,200	446,700
89	286,100	343,200	390,000	414,600	447,200
90	287,300	343,800	390,500	415,100	447,700
91	288,300	344,400	391,000	415,600	448,200
92	289,400	344,900	391,500	416,000	448,700
93	290,600	345,400	392,000	416,400	449,100
94	291,800	345,900	392,500	416,900	449,600
95	292,900	346,400	393,000	417,400	450,100
96	294,000	346,900	393,500	417,800	450,600
97	295,100	347,400	393,900	418,200	451,100
98	296,300	347,800	394,300	418,600	451,600
99	297,500	348,300	394,800	419,000	452,100
100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600
101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100
102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600
103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100
104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600
105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100
106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600
107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100
108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600
109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100
110	308,200	353,200	399,600	423,400	
111	309,000	353,600	400,000	423,800	
112	309,800	354,000	400,400	424,200	
113	310,400	354,400	400,800	424,600	
114	311,100	354,800	401,200	425,000	
115	311,700	355,200	401,600	425,400	
116	312,300	355,600	402,000	425,800	
117	312,800	356,000	402,400	426,200	
118	313,300		402,800		
119	313,700		403,200		
120	314,100		403,600		
121	314,400		404,000		
122	314,800		404,400		
123	315,200		404,800		
124	315,600		405,200		
125	316,000		405,600		
126	316,300		406,000		
127	316,700		406,400		
128	317,100		406,800		
129	317,500		407,200		
130	317,900		407,600		
131	318,300		408,000		
132	318,700		408,400		
133	319,000		408,800		
134	319,400				
135	319,700				

	136	320,000				
	137	320,300				
	138	320,600				
	139	320,900				
	140	321,200				
	141	321,500				
	142	321,800				
	143	322,100				
	144	322,400				
	145	322,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		203,000	237,200	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	189,800	237,000	255,700	277,500	303,500
	2	191,300	237,600	257,000	279,300	305,700
	3	192,800	238,200	258,300	281,100	307,900
	4	194,300	238,800	259,600	282,800	310,100
	5	195,800	239,600	261,000	284,500	312,400
	6	197,300	240,300	262,500	286,400	314,600
	7	198,900	241,000	264,100	288,300	316,900
	8	200,400	241,800	265,700	290,300	319,200
	9	201,900	242,600	267,400	292,300	321,500
	10	203,500	243,400	269,100	294,300	323,900
	11	205,100	244,300	270,900	296,300	326,200
	12	206,700	245,200	272,600	298,400	328,600
	13	208,200	246,200	274,300	300,200	330,900
	14	209,700	247,400	276,000	302,400	333,300
	15	211,300	248,600	277,700	304,500	335,600
	16	212,700	249,900	279,600	306,400	338,000
	17	214,100	251,300	281,500	308,200	340,300
	18	215,400	252,700	283,300	310,300	342,700
	19	216,800	254,100	285,200	312,200	345,100
	20	218,200	255,400	287,000	314,000	347,400
	21	219,500	256,800	288,800	316,200	349,700
	22	221,300	258,200	290,600	318,300	352,200
	23	223,100	259,600	292,500	320,400	354,600
	24	224,700	261,100	294,400	322,500	357,000
	25	226,300	262,600	296,300	324,500	359,300
	26	226,900	264,100	298,600	326,900	361,700
	27	227,600	265,600	301,000	329,400	364,100
	28	228,200	267,000	303,400	331,900	366,500
	29	228,700	268,500	305,800	334,400	369,100
	30	229,200	270,700	307,600	336,500	371,900
	31	229,700	272,900	309,300	338,500	374,700
	32	230,400	275,000	311,100	340,600	377,500
	33	231,100	276,800	312,900	342,700	380,300
	34	231,600	278,200	314,700	344,700	382,800
	35	232,100	279,800	316,400	346,700	385,100
	36	232,700	281,400	318,100	348,800	387,400
	37	233,500	282,900	320,000	350,800	389,800
	38	234,200	284,300	321,600	352,800	392,200
	39	234,900	285,600	323,400	354,800	394,500
	40	235,700	286,900	325,300	356,800	396,700
41	236,700	288,100	327,100	358,800	398,900	

42	237,700	289,400	328,800	360,800	401,200
43	238,700	290,700	330,600	362,700	403,400
44	239,900	292,100	332,400	364,500	405,600
45	241,100	293,300	334,200	366,400	407,700
46	242,500	294,600	335,800	368,200	409,700
47	243,900	295,900	337,500	370,100	411,700
48	245,200	297,100	339,300	372,000	413,600
49	246,300	298,500	341,100	373,900	415,500
50	247,600	299,800	342,800	375,700	417,200
51	248,600	301,100	344,500	377,600	418,800
52	249,800	302,400	346,200	379,300	420,200
53	250,800	303,600	348,000	381,000	421,600
54	252,100	304,900	349,700	382,700	423,000
55	253,300	306,100	351,400	384,400	424,300
56	254,300	307,400	353,000	385,900	425,400
57	255,300	308,700	354,600	387,400	426,500
58	256,600	310,000	356,200	388,900	427,600
59	257,800	311,200	357,800	390,400	428,700
60	258,800	312,500	359,400	391,900	429,600
61	259,800	313,800	361,000	393,300	430,500
62	260,900	315,100	362,600	394,600	431,400
63	262,000	316,400	364,100	395,900	432,200
64	263,100	317,700	365,600	397,100	433,000
65	264,300	318,900	367,100	398,200	433,800
66	265,400	320,200	368,600	399,200	434,500
67	266,600	321,500	370,100	400,200	435,300
68	267,600	322,800	371,500	401,200	436,000
69	268,800	324,000	372,900	402,200	436,600
70	269,700	325,300	374,200	403,000	437,300
71	270,700	326,600	375,500	403,900	437,900
72	272,000	327,800	376,700	404,700	438,500
73	273,300	329,100	377,800	405,500	439,000
74	274,300	330,300	378,800	406,200	439,500
75	275,300	331,500	379,800	406,900	440,000
76	276,500	332,600	380,700	407,600	440,600
77	277,800	333,700	381,700	408,300	441,200
78	278,800	334,800	382,600	408,900	441,800
79	279,800	335,800	383,500	409,600	442,400
80	281,000	336,800	384,200	410,200	442,800
81	282,200	337,600	385,000	410,800	443,300
82	283,200	338,500	385,800	411,300	443,800
83	284,200	339,300	386,500	411,800	444,300
84	285,400	340,100	387,100	412,300	444,800
85	286,600	340,700	387,800	412,800	445,300
86	287,700	341,400	388,400	413,200	445,800
87	288,800	342,000	389,000	413,700	446,200
88	289,900	342,600	389,500	414,200	446,700
89	291,000	343,200	390,000	414,600	447,200
90	292,000	343,800	390,500	415,100	447,700
91	293,100	344,400	391,000	415,600	448,200
92	294,200	344,900	391,500	416,000	448,700
93	295,300	345,400	392,000	416,400	449,100
94	296,100	345,900	392,500	416,900	449,600
95	297,500	346,400	393,000	417,400	450,100
96	298,600	346,900	393,500	417,800	450,600
97	299,600	347,400	393,900	418,200	451,100
98	300,700	347,800	394,300	418,600	451,600
99	301,800	348,300	394,800	419,000	452,100
100	302,800	348,800	395,300	419,400	452,600
101	303,700	349,300	395,800	419,800	453,100
102	304,700	349,700	396,300	420,200	453,600
103	305,600	350,200	396,800	420,600	454,100
104	306,500	350,700	397,200	421,000	454,600

105	307,400	351,200	397,600	421,400	455,100
106	308,200	351,600	398,000	421,800	455,600
107	309,000	352,000	398,400	422,200	456,100
108	309,800	352,400	398,800	422,600	456,600
109	310,400	352,800	399,200	423,000	457,100
110	311,100	353,200	399,600	423,400	
111	311,700	353,600	400,000	423,800	
112	312,300	354,000	400,400	424,200	
113	312,800	354,400	400,800	424,600	
114	313,300	354,800	401,200	425,000	
115	313,700	355,200	401,600	425,400	
116	314,100	355,600	402,000	425,800	
117	314,400	356,000	402,400	426,200	
118	314,800		402,800		
119	315,200		403,200		
120	315,600		403,600		
121	316,000		404,000		
122	316,300		404,400		
123	316,700		404,800		
124	317,100		405,200		
125	317,500		405,600		
126	317,900		406,000		
127	318,300		406,400		
128	318,700		406,800		
129	319,000		407,200		
130	319,400		407,600		
131	319,700		408,000		
132	320,000		408,400		
133	320,300		408,800		
134	320,600				
135	320,900				
136	321,200				
137	321,500				
138	321,800				
139	322,100				
140	322,400				
141	322,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	207,200	238,400	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項第1号中「275,700円」を「315,200円」に改める。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 10,500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第11条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める、

第11条の3第1項第2号中「配偶者等」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方

又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)(以下「配偶者等」という。))に改める。

第21条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第21条の4第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分

の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定並びに次項から附則第5項まで及び第10項の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定及び附則第6項から第8項までの規定 令和7年4月1日
- (3) 第3条の規定並びに附則第9項及び第11項の規定 令和7年6月1日

<p>2 第1条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。 （令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）</p> <p>3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。 （施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整）</p> <p>4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>（給与の内払）</p> <p>5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 （扶養手当に関する特例措置）</p> <p>6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。</p> <p>7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。</p> <p>8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第10条第2項第1号に規定する配偶者等を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。 （1）令和7年度 4,000円 （2）令和8年度 2,000円 （第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例に伴う経過措置）</p> <p>9 第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第3条による改正後の条例」という。）の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定め</p>	<p>られている罪につき起訴をされた者は、第3条による改正後の条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。 （委任）</p> <p>10 附則第3項から第5項までに定めるもののほか、第1条及び第2条の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>11 附則第9項に定めるもののほか、第3条の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て区規則で定める。</p> <hr/> <p>幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。 第37条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。 第30条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。 別表第1を次のように改める。</p>
---	--	--

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000

世田谷区公報

令和6年12月20日(第765号)

22	246,000	322,600	368,300	403,500
23	247,200	324,500	370,200	404,900
24	248,300	326,400	372,100	406,100
25	249,600	328,200	373,900	407,400
26	250,300	330,000	375,500	408,700
27	251,600	331,600	377,300	410,000
28	252,800	333,100	378,900	411,300
29	254,100	334,900	380,500	412,400
30	255,500	336,400	382,100	413,500
31	256,500	338,000	383,700	414,600
32	258,000	339,500	385,300	415,700
33	259,300	341,200	387,000	416,800
34	260,700	342,800	388,400	417,700
35	261,900	344,500	389,900	418,700
36	263,400	346,300	391,000	419,500
37	264,600	347,500	392,000	420,300
38	266,000	349,000	393,200	421,200
39	267,200	350,600	394,300	421,900
40	268,600	352,100	395,100	422,700
41	270,200	353,200	396,000	423,500
42	271,400	354,600	396,900	424,300
43	273,000	356,000	397,900	425,200
44	274,500	357,200	398,700	426,000
45	276,100	358,300	399,400	426,700
46	277,700	359,600	400,000	427,400
47	279,200	360,900	400,800	428,100
48	280,800	362,200	401,500	428,700
49	282,000	363,400	402,300	429,300
50	283,500	364,600	402,900	430,000
51	285,000	365,700	403,600	430,600
52	286,400	366,900	404,400	431,100
53	288,200	368,000	405,100	431,600
54	289,500	369,100	405,900	432,200
55	290,900	370,100	406,700	432,700
56	292,600	371,100	407,400	433,300
57	294,500	372,000	407,900	433,900
58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500
69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700
80	333,200	389,000	420,900	445,200
81	334,600	389,600	421,400	445,700
82	336,000	390,100	421,900	446,200
83	337,300	390,700	422,400	446,700
84	338,500	391,300	422,900	447,100

世田谷区公報

85	339,700	391,900	423,300	447,600
86	341,000	392,500	423,700	448,000
87	342,400	393,000	424,200	448,400
88	343,600	393,600	424,700	448,800
89	344,800	394,100	425,200	449,100
90	346,000	394,500	425,600	449,400
91	347,200	395,100	426,100	449,800
92	348,300	395,600	426,600	450,200
93	349,400	396,100	427,000	450,600
94	350,400	396,600	427,400	451,000
95	351,400	397,100	427,800	451,400
96	352,400	397,600	428,200	451,800
97	353,400	398,000	428,600	452,100
98	354,300	398,400	428,900	452,400
99	355,100	398,900	429,300	452,800
100	355,800	399,400	429,700	453,200
101	356,500	399,900	430,100	453,600
102	357,200	400,400	430,500	
103	357,900	400,900	430,900	
104	358,400	401,400	431,300	
105	359,000	401,900	431,600	
106	359,500	402,400	432,000	
107	360,000	402,900	432,400	
108	360,600	403,400	432,800	
109	361,300	403,800	433,100	
110	361,800	404,200	433,500	
111	362,300	404,700	433,900	
112	362,800	405,200	434,300	
113	363,300	405,700	434,600	
114	363,800	406,100		
115	364,300	406,500		
116	364,800	406,900		
117	365,200	407,300		
118	365,600	407,700		
119	366,100	408,100		
120	366,600	408,500		
121	367,100	408,900		
122	367,600	409,200		
123	368,100	409,600		
124	368,500	410,000		
125	368,900	410,400		
126	369,200	410,800		
127	369,600	411,200		
128	370,000	411,600		
129	370,300	411,900		
130	370,500			
131	370,900			
132	371,300			
133	371,700			
134	372,000			
135	372,400			
136	372,800			
137	373,200			
138	373,600			
139	374,000			
140	374,400			
141	374,700			
142	375,100			
143	375,500			
144	375,800			
145	376,200			
146	376,600			
147	377,000			

	148	377,400			
	149	377,800			
	150	378,200			
	151	378,600			
	152	379,000			
	153	379,300			
	154	379,700			
	155	380,100			
	156	380,500			
	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			
	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	
	233,100	272,300	295,900	335,200	

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 10,500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第12条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

第3条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則
(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定並びに次項から附則第5項まで及び第10項の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定及び附則第6項から第8項までの規定 令和7年4月1日
- (3) 第3条の規定並びに附則第9項及び第11項の規定 令和7年6月1日

2 第1条の規定(第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。
(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務

の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(扶養手当に関する特例措置)

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項及び第3項

世田谷区公報

<p>の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。</p> <p>(1) 令和7年度 4,000円 (2) 令和8年度 2,000円</p> <p>(第3条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例に伴う経過措置)</p> <p>9 第3条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第3条による改正後の条例」という。）の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条による改正後の条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>10 附則第3項から第5項までに定めるもののほか、第1条及び第2条の施行に必要事項は、人事委員会が定める。</p> <p>11 附則第9項に定めるもののほか、第3条の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て世田谷区教育委員会規則で定める。</p>	<p>世田谷区規則第84号 世田谷区組織規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第85号 世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第86号 世田谷区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第87号 世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第88号 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第89号 世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第90号 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第91号 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第92号 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第93号 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第94号 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則</p>	<p>世田谷区組織規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第22条の表国保・年金課の部資格賦課担当係長の項第2号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改め、同部後期高齢者医療担当係長の項第2号中「後期高齢者医療被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改め、同表保険料収納課の部徴収推進担当係長の項第3号中「一斉催告」を「催告」に改める。</p> <p>附則 この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第22条の表保険料収納課の部徴収推進担当係長の項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>規 則</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和6年11月29日 世田谷区長 保坂展人</p>		

4	同	同	国民健康保険資格確認書等被保険者資格確認用	総合支所区民課長 出張所長
---	---	---	-----------------------	------------------

<p>附 則 この規則は、令和6年12月2日から施行する。</p> <p>世田谷区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区個人情報の保護に関する規則（令和5年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1号様式、第10号様式及び第16号様式中「□健康保険被保険者証」を削る。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の第1号様式、第10号様式及び第16号様式の規定は、施行日以後に受け付ける開示請求（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第2項に規定する開示請求をいう。）、訂正請求（同法第90条第2項に規定する訂正請求をいう。）及び利用停止請求（同法第98条第2項に規定する利用停止請求をいう。）について適用する。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第10号様式及び第16号様式の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、</p>	<p>修正して使用することができる。</p> <p>世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則（令和4年3月世田谷区規則第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第9条第1号中「健康保険の被保険者証」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項に規定する資格確認書」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、令和6年12月2日から施行する。</p> <p>職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>第1条 職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年3月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分</p>	<p>の55」を「100分の60」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。</p> <p>第2条 職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項第1号中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。</p> <p>附 則 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和53年4月世田谷区1規則第23号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条各号列記以外の部分中「書類を添付又は提示し」を「書類等を添付し、又は提示し」に改め、同条第6号中「書類」を「書類等」に改める。</p> <p>第1号様式を次のように改める。 様式省略</p>
--	--	---

附 則
この規則は、令和6年12月2日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区国民健康保険条例施行規則(昭和34年11月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「被保険者証(第3条-第5条)」を「資格確認書等(第3条-第5条の3)」に改める。

第2章を次のように改める。
第2章 資格確認書等(資格確認書の交付)

第3条 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。)第6条第1項の規定により同項に規定する資格確認書(以下「資格確認書」という。)の交付を求める者は、区長に、資格確認書等交付等申請書を提出しなければならない。

2 区長は、法施行規則第6条第2項の規定により資格確認書を交付するときは、検印を押印して交付するものとする。

3 区長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認める場合は、被保険者に対し職権で資格確認書を交付するものとする。

4 資格確認書は、法施行規則様式第1号(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条の3第1項に規定する保険料滞納世帯主等で同項に規定する特別療養費の支給を受けているものに交付する場合は、法施行規則様式第1号の6の7)とする。

(資格確認書の再交付)
第4条 法施行規則第7条第1項の規定により資格確認書の再交付を申請する場合は、区長に、資格確認書等交付等申請書を提出しなければならない。

(資格確認書の記載事項の改訂)
第5条 法施行規則第15条第2項の規定により資格確認書の提出があった場合には、区長は速やかに、記載事項を改訂して、当該被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)に改訂後の資格確認書を交付しなければならない。

(資格情報通知書による再通知)
第5条の2 法施行規則第7条の3の2の規定により資格情報通知書による再通知を申請する者は、区長に、資格確認書等交付等申請書を提出しなければならない。

(電子資格確認の利用登録の解除)
第5条の3 法第36条第3項に規定する電子資格確認の利用登録の解除を申請する者は、区長に、マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書を提出しなければならない。

第10条第1項中「6箇月」を「6月(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」に改める。

第12条第1項中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)」を「法」に、「一部負担金の」を「一部負担

金の」に、「法第44条第3項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合には、その旨を「その旨を」に改め、同条第3項中「について」を「において」に、「ときは、第1項の証明書を被保険者証に添えて、当該」を「場合は、被保険者であることの確認を受けるときに、第1項の証明書を当該」に、「提出し」を「提示し」に改める。

第27条第1項中「第24条第3項」を「第24条第4項」に改める。

第30条の表国民健康保険再交付申請書の項中「国民健康保険再交付申請書」を「資格確認書等交付等申請書」に改め、同項の次に次のように加える。
マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書 第2号の7様式
第2号の2様式から第2号の6様式までを次のように改める。
様式省略
第2号の6様式の次に次の1様式を加える。
様式省略
第3号様式を次のように改める。
様式省略
第29号様式を次のように改める。
様式省略
第31号様式を次のように改める。
様式省略

附 則
1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号の2様式から第2号の4様式まで、第2号の6様式、第3号様式、第29号様式及び第31号様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。
第1号の2様式裏面以外の部分中「被保険者証や組合員証に添えて」を削り、「提出し」を「提示し」に改める。
第7号の2の3様式裏面を次のように改める。
様式省略
第7号の2の4様式裏面以外の部分中「被保険者証の」を「被保険者の」に改め、同様式裏面中「被保険者証」を「被保険者等の資格に係る情報が確認できる書類」に改める。

附 則
1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号の2様式、第7号の2の3様式及び第7号の2の4様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)、障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証は、この規則による改正

後の第1号の2様式、第7号の2の3様式及び第7号の2の4様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)、障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証とみなす。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月世田谷区規則第73号)の一部を次のように改正する。
第11条中「第31条の9第1項」、を「第31条の10第1項」に改める。
第14条第2項中「かかわらず」の次に「、同項第4号の書類と同様の内容を含む情報の提供を受けることができるときは当該書類の添付を」を加え、「、同項各号」を「同項各号」に改める。
第3号様式裏面及び第3号の2様式裏面中「被保険者証を併せて提出し」を「資格確認書を併せて提示し」に改める。
第6号の4様式中「新しい保険証」を「新たに加入した健康保険」に、「し、保険証のコピー(表紙と家族欄)を添えてください」を「してください」に、「保険証記号番号枝番」を「記号番号枝番」に改める。

附 則
1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付されている医療証で、有効期間が満了していないものは、当該医療証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付された医療証とみなす。
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号の4様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成4年7月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。
第15条第3項中「提示」の次に「又は当該書類と同様の内容を含む情報の提供(第8条第1項第3号に規定する書類に係る情報の提供に限る。)」を加える。
第1号様式を次のように改める。
様式省略
第3号様式裏面、第3号の3様式裏面及び第3号の4様式裏面中「被保険者証を併せて提出し」を「資格確認書を併せて提示し」に改める。
第6号様式を次のように改める。
様式省略

<p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式、第3号の3様式及び第3号の4様式による用紙を用いて作成し、交付されている乳幼児医療証、子ども医療証及び高校生等医療証（以下「医療証」という。）で、有効期間が満了していないものは、当該医療証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の第3号様式、第3号の3様式及び第3号の4様式による用紙を用いて作成し、交付された医療証とみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>グラスヒル 201号室</p> <p>3 申請者の名称 一般社団法人あすば</p> <p>4 指定年月日 令和6年11月1日</p> <p>5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援</p>	<p>丁目30番3号駒沢イン204</p> <p>5 事業所番号 1371200849</p> <p>6 事業の種類 障害児相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p> <p>8 廃止の年月日 令和6年10月31日</p>
<p>世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区保健所長委任規則（昭和50年4月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表40の項第9号中「被保険者証等」を「被保険者等資格情報」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和6年12月2日から施行する。</p>	<p>◎世田谷区告示第665号</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 合同会社さおさや</p> <p>2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区野沢二丁目30番3号駒沢イン204</p> <p>3 事業所の名称 相談支援センター架け橋</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区野沢二丁目30番3号駒沢イン204</p> <p>5 事業所番号 1331204303</p> <p>6 事業の種類 特定相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p> <p>8 廃止の年月日 令和6年10月31日</p>	<p>◎世田谷区告示第667号</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第668号</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第669号</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第670号</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第671号</p> <p>会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>本則の表児童相談所虐待等対応強化専門員の項の次に次のように加える。</p>
<p>告 示</p> <p>◎世田谷区告示第663号</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所として指定した施設を、次のとおり変更したので告示する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 変更後の指定避難所として指定した施設</p> <p>別紙指定避難所一覧のとおり</p> <p>2 変更の年月日</p> <p>令和6年11月1日</p> <p>別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第666号</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 合同会社さおさや</p> <p>2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区野沢二丁目30番3号駒沢イン204</p> <p>3 事業所の名称 相談支援センター架け橋</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区野沢二</p>	<p>◎世田谷区告示第664号</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。</p> <p>令和6年11月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 あじさい桜上水</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区桜上水五丁目14番10号ブルー</p>
<p>児童相談所児童心理司（代替）</p>	<p>月額</p>	<p>206,323円</p> <p>41,264円</p> <p>247,587円</p>

◎世田谷区告示第672号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|---------|---|
| 1 指定番号 | 第2937号 |
| 2 指定年月日 | 令和6年11月1日 |
| 3 指定の位置 | 世田谷区成城七丁目1129番34の一部、1129番40の一部、1129番42及び1129番42地先無番 |
| 4 道路の幅員 | 4.92メートル |
| 5 道路の延長 | 13.81メートル |
| 6 申請者氏名 | 坂本 正幸 |

◎世田谷区告示第673号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年11月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|--|
| 1 指定番号 | 23-G084 |
| 2 一部を廃止する起終点 | (旧) 世田谷区桜丘四丁目3218番11地先無番から3226番1地先無番まで
(新) 世田谷区桜丘四丁目3218番11地先無番から3226番5地先無番まで |
| 3 廃止の期日 | 令和6年11月5日 |

◎世田谷区告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 事業所の名称 | ヒューマンライフケア平塚 |
| 2 事業所の所在地 | 神奈川県平塚市四之宮六丁目10番23号 |
| 3 事業者の名称 | ヒューマンライフケア株式会社 |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和6年10月24日 |
| 5 サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

◎世田谷区告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|---|
| 1 認定番号 | 28-1 |
| 2 変更の区間 | 世田谷区太子堂三丁目103番1の内 |
| 3 変更の区域 | 延長 10.23メートル
幅員 1.08メートル
面積 11.35平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和6年11月6日 |

◎世田谷区告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|--|
| 1 認定番号 | (1) 28-1
(2) 28-1 |
| 2 変更の区間 | (1) 世田谷区桜上水二丁目685番12の内
(2) 世田谷区桜上水二丁目685番9から685番12の内まで |
| 3 変更の区域 | (1) 延長 21.45メートル
幅員 1.43メートル
面積 34.12平方メートル
(2) 延長 23.25メートル
幅員 0.49メートルから1.18メートルまで
面積 14.79平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和6年11月6日 |

◎世田谷区告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|--|
| 1 認定番号 | 36-5 |
| 2 変更の区間 | 世田谷区成城七丁目1333番15から1333番12まで |
| 3 変更の区域 | 延長 28.38メートル
幅員 0.16メートル
面積 4.54平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和6年11月6日 |

◎世田谷区告示第678号

令和6年4月1日世田谷区告示第254号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月6日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年11月7日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 事業所の名称 | デイサービスきづな |
| 2 事業所の所在地 | 東京都三鷹市大沢五丁目9番1号 |
| 3 事業者の名称 | 株式会社きづな |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和6年10月28日 |
| 5 サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

◎世田谷区告示第680号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年11月7日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 事業所の名称 | リハビリテーションルームGen. |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区東玉川一丁目6番11号 |
| 3 事業者の名称 | 株式会社Gen. |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和6年10月28日 |
| 5 サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

◎世田谷区告示第681号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年11月11日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 事業所の名称 | 田園調布ビレッジ |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区東玉川二丁目16番10号 |
| 3 事業者の名称 | 株式会社ケアギバー・ジャパン |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和6年10月15日 |
| 5 サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

世田谷区公報

◎世田谷区告示第682号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D481-06
- 2 変更の区間
世田谷区野沢二丁目72番40の内
- 3 変更の区域
延長 6.25メートル
幅員 0.18メートルから
0.20メートルまで
面積 1.17平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月12日

◎世田谷区告示第683号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年11月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2938号
- 2 指定取消年月日 令和6年11月11日
- 3 指定取消の位置 世田谷区奥沢五丁目265番11の一部、
265番12の一部及び
265番13の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 20.88メートル
- 6 申出者氏名 プレーンバンク株式会社 代表取締役 植野 治彦

◎世田谷区告示第684号

令和6年4月1日世田谷区告示第237号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月13日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第685号

令和6年4月1日世田谷区告示第211号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月14日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第686号

令和6年4月1日世田谷区告示第204号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定

した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田二丁目676番54の内
- 3 変更の区域
延長 18.02メートル
幅員 0.15メートルから
0.18メートルまで
面積 3.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月15日

◎世田谷区告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年11月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田二丁目676番54の内
- 3 変更の区域
延長 0.04メートル
幅員 0.15メートル
面積 0.006平方メートル

◎世田谷区告示第689号

令和6年4月1日世田谷区告示第212号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第690号

令和6年4月1日世田谷区告示第205号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第691号

令和6年4月1日世田谷区告示第206号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1124番41の内
- 3 変更の区域
延長 7.49メートル
幅員 0.60メートルから
0.63メートルまで
面積 4.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月15日

◎世田谷区告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤二丁目23番41の内
- 3 変更の区域
延長 12.01メートル
幅員 0.31メートル
面積 3.79平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月15日

◎世田谷区告示第694号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年11月15日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第695号

令和6年4月1日世田谷区告示第213号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月18日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月18日

世田谷区長 保坂展人

<p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区奥沢二丁目482番12の内</p> <p>3 変更の区域 延長 10.82メートル 幅員 0.50メートルから 0.53メートルまで 面積 5.63平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年11月18日</p>	<p>28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区豪徳寺一丁目2009番4の内</p> <p>3 変更の区域 延長 18.01メートル 幅員 0.16メートルから 0.22メートルまで 面積 3.48平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年11月18日</p>	<p>3 事業者の名称 ガーデン代田202 SGサービス株式会社</p> <p>4 指定年月日 令和6年12月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p>
<p>◎世田谷区告示第697号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年11月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年11月18日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区三軒茶屋一丁目410番28</p> <p>3 変更の区域 延長 17.53メートル 幅員 0.59メートルから 0.63メートルまで 面積 10.69平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年11月18日</p>	<p>◎世田谷区告示第700号 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認、同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退及び同法第58条の10第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の全部の効力の停止について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和6年11月18日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第704号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年11月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年11月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区若林二丁目546番28</p> <p>3 変更の区域 延長 14.27メートル 幅員 0.31メートルから 0.42メートルまで 面積 5.25平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年11月20日</p>
<p>◎世田谷区告示第698号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和6年11月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年11月18日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-D359-03</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬六丁目61番62の内</p> <p>3 変更の区域 延長 14.36メートル 幅員 0.19メートルから 0.21メートルまで 面積 2.89平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年11月18日</p>	<p>◎世田谷区告示第701号 令和6年第4回世田谷区議会定例会を下記により招集する。 令和6年11月18日 世田谷区長 保坂展人 記</p> <p>1 招集する年月日 令和6年11月26日(火)午後1時</p> <p>2 招集する場所 世田谷区議会 議場</p>	<p>◎世田谷区告示第705号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和6年11月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年11月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D010-02</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢二丁目132番41から132番22まで</p> <p>3 変更の区域 延長 7.20メートル 幅員 0.58メートルから 0.67メートルまで 面積 4.55平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年11月20日</p>
<p>◎世田谷区告示第699号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年11月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年11月18日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>	<p>◎世田谷区告示第702号 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。 令和6年11月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ブルーベリー・ケアプラザセンター</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区代田二丁目21番18号</p> <p>3 事業者の名称 SGサービス株式会社</p> <p>4 指定年月日 令和6年12月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第706号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年11月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年11月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区三軒茶屋二丁目239番5の内から239番9の内まで</p> <p>3 変更の区域</p>
	<p>◎世田谷区告示第703号 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和6年11月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ブルーベリー・ケアプラザセンター</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区代田二丁目21番18号</p>	

世田谷区公報

延長 22.13メートル
幅員 0.61メートルから
0.74メートルまで
面積 15.03平方メートル
4 供用開始の期日
令和6年11月20日

◎世田谷区告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和6年11月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目567番19の内から567番12の内まで
- 3 変更の区域
延長 13.77メートル
幅員 0.13メートルから
0.17メートルまで
面積 2.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月20日

◎世田谷区告示第708号

令和6年4月1日世田谷区告示第210号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月20日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第709号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D070-03
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1099番2の内から1099番34の内まで
- 3 変更の区域
延長 8.89メートル
幅員 0.83メートル
面積 7.45平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月22日

◎世田谷区告示第710号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年11月22日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D070-04
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1099番34の内
- 3 変更の区域
延長 0.05メートル
幅員 0.83メートル
面積 0.04平方メートル

◎世田谷区告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水三丁目267番34
- 3 変更の区域
延長 9.98メートル
幅員 0.23メートルから
0.29メートルまで
面積 2.63平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月22日

◎世田谷区告示第712号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和6年11月22日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区三軒茶屋二丁目32番先から世田谷区三軒茶屋二丁目34番先まで
- 3 指定年月日
令和6年11月22日

◎世田谷区告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年11月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類

東京都市計画生産緑地地区
2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
世田谷区桜丘三丁目、等々力七丁目、等々力八丁目、中町四丁目、瀬田五丁目、上用賀五丁目、祖師谷二丁目、千歳台四丁目、喜多見四丁目、喜多見九丁目、宇奈根三丁目、八幡山三丁目、北烏山七丁目、千歳台二丁目及び宇奈根一丁目各地内
追加する部分
世田谷区代田四丁目、桜上水二丁目、等々力四丁目、深沢二丁目、深沢六丁目、成城四丁目、祖師谷二丁目、喜多見七丁目、八幡山一丁目、上祖師谷二丁目、上祖師谷四丁目、宇奈根二丁目及び岡本三丁目各地内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原六丁目262番1
- 3 変更の区域
延長 19.00メートル
幅員 0.00メートルから
1.07メートルまで
面積 17.58平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月25日

◎世田谷区告示第715号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G216
- 2 変更の区間
世田谷区松原六丁目262番1
- 3 変更の区域
延長 11.64メートル
幅員 0.74メートルから
0.84メートルまで
面積 9.28平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月25日

◎世田谷区告示第716号

令和6年4月1日世田谷区告示第236号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月25日

世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第717号

令和6年4月1日世田谷区告示第234号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月25日

世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第718号

令和6年4月1日世田谷区告示第235号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月25日

世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第719号

令和6年4月1日世田谷区告示第253号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月26日

世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第720号

令和6年4月1日世田谷区告示第244号の一部を次のように訂正する。

令和6年11月27日

世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第721号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D250-05
- 2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目467番44の内から467番6の内まで
- 3 変更の区域
延長 19.30メートル
幅員 0.18メートルから
0.22メートルまで
面積 4.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月27日

◎世田谷区告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区代田三丁目733番10の内
(2) 世田谷区代田三丁目735番5の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 10.96メートル
幅員 0.63メートルから
0.67メートルまで
面積 7.06平方メートル
(2) 延長 10.60メートル
幅員 0.59メートルから
0.63メートルまで
面積 6.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月27日

◎世田谷区告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区弦巻五丁目619番55地先無番から619番9地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 10.07メートル
幅員 2.43メートルから
2.48メートルまで
面積 24.73平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月27日

◎世田谷区告示第724号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G096-03
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区弦巻五丁目619番55地先無番から619番53地先無番まで
(新) 世田谷区弦巻五丁目619番53地先無番

3 廃止の期日

令和6年11月27日

◎世田谷区告示第725号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年11月28日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂三丁目46番59の内
- 3 変更の区域
延長 0.10メートル
幅員 0.84メートル
面積 0.08平方メートル

◎世田谷区告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂三丁目46番59の内
- 3 変更の区域
延長 8.67メートル
幅員 0.78メートルから
0.86メートルまで
面積 7.20平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年11月29日

◎世田谷区告示第728号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D018-06
- 2 変更の区間

世田谷区公報

<p>世田谷区下馬四丁目26番9</p> <p>3 変更の区域 延長 6.10メートル 幅員 0.64メートル 面積 3.92平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年11月29日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第729号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年11月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 40-1 (2) 39-24</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区祖師谷三丁目520番2の内 (2) 世田谷区祖師谷三丁目520番2の</p>	<p>内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 12.19メートル 幅員 0.08メートルから0.18メートルまで 面積 1.64平方メートル (2) 延長 20.08メートル 幅員 0.18メートル 面積 4.93平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年11月29日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第730号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定による特定地域型保育事業の確認の辞退について、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和6年11月29日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第731号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のと</p>	<p>おり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。 令和6年11月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定納付受託者の名称及び所在地 (1) 名称 株式会社シフトセブンコンサルティング (2) 所在地 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目16番5号 読売九州ビル5F</p> <p>2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 寄附金</p> <p>3 指定納付受託者の指定をした日 令和6年12月1日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第732号 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。 令和6年11月29日 世田谷区長 保坂展人 本則の表を次のように改める。</p>
--	---	---

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
外国人相談嘱託員	月額	146,900円から180,800円までの額	29,380円から36,160円までの額	176,280円から216,960円までの額
交通事故相談嘱託員	月額	101,700円	20,340円	122,040円
キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口嘱託員	月額	81,105円	16,221円	97,326円
世田谷保健福祉センター生活支援課事務補助員	月額	58,396円	11,679円	70,075円
世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	58,396円	11,679円	70,075円
家庭相談員	月額	124,167円	24,833円	149,000円
世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	103,410円	20,682円	124,092円
北沢保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	30,414円から72,995円までの額	6,082円から14,599円までの額	36,496円から87,594円までの額
北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,096円	10,219円	61,315円
北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	58,396円	11,679円	70,075円
玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	58,396円	11,679円	70,075円
砧総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	58,396円	11,679円	70,075円
砧保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	72,995円から97,327円までの額	14,599円から19,465円までの額	87,594円かし116,792円までの額
烏山区民センター案内窓口嘱託員	月額	62,857円	12,571円	75,428円

世田谷区公報

令和6年12月20日（第765号）

烏山地域街づくり嘱託員	月額	215,879円	43,175円	259,054円
烏山保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
介護保険認定事務支援員	月額	176,103円	35,220円	211,323円
烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	58,396円	11,679円	70,075円
烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
不動産専門調査員	月額	137,812円	27,562円	165,374円
区史編さん資料調査員	月額	180,800円	36,160円	216,960円
経済センサス活動調査事務補助	月額	91,244円	18,248円	109,492円
国勢調査事務補助	月額	72,995円から109,493円までの額	14,599円から21,898円までの額	87,594円から131,391円までの額
統計調査事務補助	月額	91,244円	18,248円	109,492円
行政不服審査専門員	月額	301,417円	60,283円	361,700円
事務嘱託員	月額	151,397円	30,279円	181,676円
事務嘱託員（障害）	月額	64,884円から151,397円までの額	12,976円から30,279円までの額	77,860円から181,676円までの額
事務嘱託員（障害）	日額	2,703円	540円	3,243円
保育業務員用務（障害）	月額	140,180円	28,036円	168,216円
図書館業務員（障害）	月額	109,493円から110,709円までの額	21,898円から22,141円までの額	131,391円から132,850円までの額
障害者活躍支援専門員	月額	232,000円	46,400円	278,400円
障害者活躍支援員	月額	164,129円	32,825円	196,954円
建築技術嘱託員	月額	161,789円	32,357円	194,146円
土木技術嘱託員	月額	161,789円	32,357円	194,146円
産業保健嘱託員	月額	200,457円	40,091円	240,548円
危機管理専門員	月額	130,867円	26,173円	157,040円
犯罪抑止専門員	月額	187,182円	37,436円	224,618円
契約事務補助	月額	91,244円	18,248円	109,492円
課税課事務補助	月額	72,995円から137,474円までの額	14,599円から27,494円までの額	87,594円から164,968円までの額
納税課事務補助	月額	141,124円から143,070円までの額	28,224円から28,614円までの額	169,348円から171,684円までの額
市民大学・生涯大学嘱託員	月額	170,514円	34,102円	204,616円
DV相談支援専門員	月額	71,974円から191,931円までの額	14,394円から38,386円までの額	86,368円から230,317円までの額
犯罪被害者等支援相談嘱託員	月額	75,826円から165,870円までの額	15,165円から33,174円までの額	90,991円から199,044円までの額
平和資料館専門員	月額	198,476円	39,695円	238,171円
出張所嘱託員	月額	75,698円から151,397円までの額	15,139円から30,279円までの額	90,837円から181,676円までの額
戸籍相談支援専門員	月額	154,057円	30,811円	184,868円
戸籍時間外受付嘱託員	時間額	1,351円	270円	1,621円
マイナンバー嘱託員	月額	151,397円	30,279円	181,676円
集中入力センター嘱託員	月額	64,884円	12,976円	77,860円
総合支所窓口案内嘱託員	月額	170,514円	34,102円	204,616円
環境技術嘱託員	月額	162,511円	32,502円	195,013円
消費生活相談員	月額	179,625円	35,925円	215,550円
清掃・リサイクル部事業課事務補助	月額	77,557円	15,511円	93,068円
世田谷清掃事務所業務員	月額	28,719円から153,169円までの額	5,743円から30,633円までの額	34,462円から183,802円までの額
玉川清掃事務所業務員	月額	28,719円から153,169円までの額	5,743円から30,633円までの額	34,462円から183,802円までの額

世田谷区公報

砧清掃事務所業務員	月額	28,719円から153,169円までの額	5,743円から30,633円までの額	34,462円から183,802円までの額
専門調査員（世田谷区保健福祉サービス苦情審査会及び世田谷区保健福祉サービス向上委員会担当）	月額	197,561円	39,512円	237,073円
就労準備のための業務補助	月額	97,327円	19,465円	116,792円
就労支援専門員	月額	202,819円	40,563円	243,382円
生活支援専門員	月額	154,057円から205,409円までの額	30,811円から41,081円までの額	184,868円から246,490円までの額
年金・資産調査専門員	月額	152,114円から202,819円までの額	30,422円から40,563円までの額	182,536円から243,382円までの額
自立促進専門員	月額	205,409円	41,081円	246,490円
債権管理調査専門員	月額	179,123円	35,824円	214,947円
中国残留邦人等支援・相談員	月額	116,851円	23,370円	140,221円
ひきこもり等支援専門嘱託員	月額	144,984円から178,443円までの額	28,996円から35,688円までの額	173,980円から214,131円までの額
国民健康保険給付事務嘱託員	月額	182,704円から186,209円までの額	36,540円から37,241円までの額	219,244円から223,450円までの額
国民健康保険嘱託保健師	月額	200,457円	40,091円	240,548円
国民健康保険事業事務補助	月額	72,995円から116,792円までの額	14,599円から23,358円までの額	87,594円から140,150円までの額
後期高齢者医療事務補助	月額	58,396円から103,410円までの額	11,679円から20,682円までの額	70,075円から124,092円までの額
国民健康保険料徴収支援専門員	月額	179,123円	35,824円	214,947円
高齢福祉課事務補助員	月額	103,410円	20,682円	124,092円
介護保険認定調査員	月額	171,354円	34,270円	205,624円
介護保険認定審査専門員	月額	154,090円	30,818円	184,908円
介護保険課事務補助	月額	72,995円から138,691円までの額	14,599円から27,738円までの額	87,594円から166,429円までの額
介護保険事務嘱託員	月額	105,437円から151,397円までの額	21,087円から30,279円までの額	126,524円から181,676円までの額
介護予防専門栄養士	月額	181,409円	36,281円	217,690円
介護予防リハビリテーション専門員	月額	239,314円	47,862円	287,176円
介護予防ケアマネジメント事務補助	月額	138,691円	27,738円	166,429円
せたがやデジタルポイントラリー事業事務嘱託員	月額	151,397円	30,279円	181,676円
専門調査員（障害者差別解消支援担当）	月額	92,407円から138,611円までの額	18,481円から27,722円までの額	110,888円から166,333円までの額
障害認定事務嘱託員	月額	151,397円	30,279円	181,676円
障害福祉（長期）事務補助	月額	40,552円	8,110円	48,662円
障害者心理支援専門員	月額	261,084円	52,216円	313,300円
自動車燃料費助成事務補助	月額	131,391円	26,278円	157,669円
障害者チャレンジ雇用事務補助員	月額	72,995円から97,327円までの額	14,599円から19,465円までの額	87,594円から116,792円までの額
障害者チャレンジ雇用業務補助員	月額	116,792円	23,358円	140,150円
障害者チャレンジ雇用嘱託員	月額	117,795円	23,559円	141,354円
発達支援コーディネーター	月額	232,417円	46,483円	278,900円
児童課事務補助	月額	97,327円	19,465円	116,792円
新BOP指導員	月額	44,514円から181,824円までの額	8,902円から36,364円までの額	53,416円から218,188円までの額
新BOP看護師	月額	178,787円	35,757円	214,544円
子育て児童ひろば嘱託員（指導員）	月額	157,142円	31,428円	188,570円
北沢子どもの居場所支援事業嘱託員（指導員）	月額	162,211円	32,442円	194,653円
発達支援親子グループ事業専門支援員	月額	232,417円	46,483円	278,900円

世田谷区公報

令和6年12月20日（第765号）

発達支援親子グループ事業支援員	月額	151,397円	30,279円	181,676円
子どもの人権擁護機関相談・調査専門員	月額	217,511円	43,502円	261,013円
子ども家庭支援センター支援専門員	月額	200,228円	40,045円	240,273円
子ども家庭支援センター子育て応援相談員	月額	180,851円	36,170円	217,021円
子ども家庭支援専門調査員	月額	138,917円から277,834円までの額	27,783円から55,566円までの額	166,700円から333,400円までの額
要保護児童支援専門員	月額	253,750円	50,750円	304,500円
児童相談支援専門員（福祉）	月額	190,334円	38,066円	228,400円
児童相談支援専門員（心理）	月額	63,584円	12,716円	76,300円
要保護児童等支援専門員（心理）	月額	190,750円	38,150円	228,900円
青少年健全育成支援相談員	月額	198,476円	39,695円	238,171円
児童相談所虐待等対応協力員	月額	168,189円	33,637円	201,826円
児童虐待通告対応専門員	月額	168,189円	33,637円	201,826円
児童相談所虐待等対応強化専門員	月額	196,679円	39,335円	236,014円
児童相談所児童心理司（代替）	月額	209,904円	41,980円	251,884円
児童相談所里親対応専門員	月額	168,189円	33,637円	201,826円
児童相談所一時保護所栄養管理嘱託員	月額	167,363円	33,472円	200,835円
児童相談所一時保護所児童指導員	月額	163,303円	32,660円	195,963円
児童相談所一時保護所学習指導員	月額	179,267円	35,853円	215,120円
児童相談所一時保護所学習指導専門員	月額	270,107円	54,021円	324,128円
児童相談所一時保護所看護師	月額	178,787円	35,757円	214,544円
児童相談所一時保護所業務調理員	月額	120,154円	24,030円	144,184円
児童相談所一時保護所夜間児童指導員	月額	67,588円	13,517円	81,105円
保育員	月額	65,769円から164,423円までの額	13,153円から32,884円までの額	78,922円から197,307円までの額
保育園看護師（代替）	月額	182,640円	36,528円	219,168円
保育園栄養管理嘱託員	月額	171,354円	34,270円	205,624円
保育業務員調理	月額	81,634円から172,647円までの額	16,326円から34,529円までの額	97,960円から207,176円までの額
保育業務員用務	月額	82,606円から140,180円までの額	16,521円から28,036円までの額	99,127円から168,216円までの額
保育補助員	月額	10,961円から119,977円までの額	2,192円から23,995円までの額	13,153円から143,972円までの額
調理補助員	月額	29,050円から67,784円までの額	5,810円から13,556円までの額	34,860円から81,340円までの額
用務補助員	月額	29,050円から67,784円までの額	5,810円から13,556円までの額	34,860円から81,340円までの額
保育運営支援専門員	月額	60,034円から240,134円までの額	12,006円から48,026円までの額	72,040円から288,160円までの額
保育入園事務嘱託員	月額	113,548円から129,769円までの額	22,709円から25,953円までの額	136,257円から155,722円までの額
保育施設指導検査員	月額	180,100円から225,125円までの額	36,020円から45,025円までの額	216,120円から270,150円までの額
嘱託保健師	月額	200,457円	40,091円	240,548円
嘱託検査技師	月額	178,895円	35,779円	214,674円
保健師育成トレーナー	月額	222,073円	44,414円	266,487円
健康企画課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
嘱託乳児期家庭訪問指導員	月額	200,457円	40,091円	240,548円
母子保健コーディネーター	月額	200,457円	40,091円	240,548円
精神保健相談員	月額	232,417円	46,483円	278,900円
嘱託栄養士	月額	181,409円	36,281円	217,690円

嘱託歯科衛生士（代替）	月額	178,133円	35,626円	213,759円
世田谷保健所嘱託歯科衛生士	月額	172,387円	34,477円	206,864円
乳児期家庭訪問事業事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
健康推進課事務補助	月額	72,995円	14,599円	87,594円
嘱託衛生監視	月額	178,133円	35,626円	213,759円
生活保健事務補助	月額	116,792円	23,358円	140,150円
衛生統計調査事務補助員	月額	131,391円	26,278円	157,669円
マンション調査専門員	月額	166,537円	33,307円	199,844円
道路監察専門員	月額	188,500円	37,700円	226,200円
区民交通傷害保険事務補助員	月額	103,410円	20,682円	124,092円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この規程による改正後の会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和6年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員については、同年12月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

- (1) 令和6年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。以下同じ。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員
- (2) 令和6年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

公 告

◎世田谷区公告第66号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和6年11月1日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力八丁目67番11の一部 67番90	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング14階 株式会社モリモト 代表取締役社長 森本 浩義

◎世田谷区公告第67号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和6年11月1日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町三丁目115番3 115番36	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

◎世田谷区公告第68号

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告
世田谷区喜多見五丁目、若林一丁目及び赤堤二丁目の各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。
なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。
令和6年11月5日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地図及び簿冊の名称
 - (1) 世田谷区喜多見五丁目の一部 地籍図（その1）
世田谷区喜多見五丁目の一部 地籍簿（その1）
 - (2) 世田谷区若林一丁目の一部 地籍図（その2）
世田谷区若林一丁目の一部 地籍簿（その2）
 - (3) 世田谷区赤堤二丁目の一部 地籍図（その3）
世田谷区赤堤二丁目の一部 地籍簿（その3）
- 2 地図は、令和5年10月に測量、簿冊は、同年11月1日現在の状況により調査して作成したものである。
- 3 閲覧期間
令和6年11月5日から同年11月25日まで
- 4 閲覧場所及び閲覧時間
 - (1) 二子玉川分庁舎1階（玉川一丁目）
午前10時から午後3時までの間とする。
 - (2) 若林複合施設内特設会場（若林一丁目）
午前10時から午後3時までの間とする。

- (3) 若林複合施設内特設会場（若林一丁目）
午前10時から午後3時までの間とする。
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、世田谷区長に対し、その旨の申出をすることができる。
- 6 誤り等申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所で交付する。

◎世田谷区公告第69号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定による特定生産緑地の指定の解除をしたので、同条第2項において準用する同法第10条の2第4項の規定により、別紙のとおり公告する。
なお、関係図書は、世田谷区都市整備政策部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和6年11月25日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。
令和6年11月29日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第11号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
第1条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の122.5」に「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。
第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号中「100分の122.5」を「100分の117.5」に「100分の140」を「100分の135」に改め、同項第2号中「100分

の60」を「100分の57.5」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。 附 則 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。	<p>告 示 (教)</p> <p>◎世田谷区教育委員会告示第12号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日）</p>	世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。 令和6年11月29日 世田谷区教育委員会 本則の表を次のように改める。
--	--	--

職 名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
スクールカウンセラー	月額	104,951円から215,085円までの額	20,990円から43,017円までの額	125,941円から258,102円までの額
学校包括支援員	月額	180,800円から185,295円までの額	36,160円から37,059円までの額	216,960円から222,354円までの額
心理教育相談員	月額	103,619円から212,495円までの額	20,723円から42,499円までの額	124,342円から254,994円までの額
教育相談員	月額	197,561円	39,512円	237,037円
伝統工芸指導員	月額	113,000円	22,600円	135,600円
河口湖林間学園管理補助員	月額	163,170円		163,170円
学校給食栄養管理嘱託員	月額	188,283円	37,656円	225,939円
学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	月額	115,062円	23,012円	138,074円
就学相談員	月額	148,171円から197,561円までの額	29,634円から39,512円までの額	177,805円から237,073円までの額
特別支援学級支援員	月額	161,789円	32,357円	194,146円
図書館嘱託員	月額	81,105円から170,514円までの額	16,221円から34,102円までの額	97,326円から204,616円までの額
図書館業務員	月額	51,096円から85,161円までの額	10,219円から17,032円までの額	61,315円から102,193円までの額
学校警備嘱託員	月額	148,185円から155,147円までの額	29,637円から31,029円までの額	177,822円から186,176円までの額
学校業務嘱託員	月額	97,000円から155,200円までの額	19,400円から31,040円までの額	116,400円から186,240円までの額
幼稚園業務嘱託員	月額	86,752円から93,982円までの額	17,350円から18,796円までの額	104,102円から112,778円までの額
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	187,182円から207,238円までの額	37,436円から41,447円までの額	224,618円から248,685円までの額
学芸研究員	月額	180,800円から184,380円までの額	36,160円から36,876円までの額	216,960円から221,256円までの額
社会教育指導員	月額	188,800円から193,219円までの額	37,760円から38,643円までの額	226,560円から231,862円までの額
学校給食栄養管理補助員	月額	86,193円から120,670円までの額	17,238円から24,134円までの額	103,431円から144,804円までの額
学校給食事務補助員	時給	1,436円	287円	1,723円
	月額	72,995円	14,599円	87,594円
非常勤講師	時給	1,728円から2,379円までの額	345円から475円までの額	2,073円から2,854円までの額
学校警備補助員	日額	2,420円から23,906円までの額	484円から4,781円までの額	2,904円から28,687円までの額
学校業務補助員	月額	72,626円から150,095円までの額	14,525円から30,019円までの額	87,151円から180,114円までの額
幼稚園業務補助員	月額	84,731円	16,946円	101,677円
学校事務アシスタント	月額	72,995円から116,792円までの額	14,599円から23,358円までの額	87,594円から140,150円までの額
学校事務嘱託員	時給	1,216円	243円	1,459円
	月額	94,623円から151,397円までの額	18,924円から30,279円までの額	113,547円から181,676円までの額
学びの多様な学校（不登校特例校）分教室養護教諭	月額	127,132円	25,426円	152,558円
教育相談専門指導員	月額	228,266円から274,584円までの額	45,653円から54,916円までの額	273,919円から329,500円までの額

主任教育相談員	月額	220,342円	44,068円	264,410円
スクールソーシャルワーカー	月額	207,237円から212,494円までの額	41,447円から42,498円までの額	248,684円から254,992円までの額
ほっとスクール指導員	月額	188,800円から193,219円までの額	37,760円から38,643円までの額	226,560円から231,862円までの額
自然教育指導員	月額	180,800円	36,160円	216,960円
幼稚園・認定こども園事務補助員	月額	48,663円	9,732円	58,395円
認定こども園事務補助員	月額	72,995円	14,599円	87,594円
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	月額	52,490円から113,729円までの額	10,498円から22,745円までの額	62,988円から136,474円までの額
認定こども園保育員	月額	71,727円から143,454円までの額	14,345円から28,690円までの額	86,072円から172,144円までの額
認定こども園嘱託介助員	月額	163,303円	32,660円	195,963円
認定こども園保育支援員	月額	69,987円	13,997円	83,984円
幼稚園教育嘱託員	月額	69,987円から127,580円までの額	13,997円から25,516円までの額	83,984円から153,096円までの額
預かり保育補助員	月額	32,442円	6,488円	38,930円
教育支援嘱託員	月額	159,161円から201,066円までの額	31,832円から40,213円までの額	190,993円から241,279円までの額
養護教諭（代替）	月額	127,132円	25,426円	152,558円
学校医療的ケア看護師	月額	25,226円から170,278円までの額	5,045円から34,055円までの額	30,271円から204,333円までの額
スクール・サポート・スタッフ	月額	85,161円から116,792円までの額	17,032円から23,358円までの額	102,193円から140,150円までの額
歴史専門調査員	月額	188,800円から193,219円までの額	37,760円から38,643円までの額	226,560円から231,862円までの額
新BOP事務局長	月額	183,594円	36,718円	220,312円
就学援助費・就学奨励費事務補助員	月額	72,995円から85,161円までの額	14,599円から17,032円までの額	87,594円から102,193円までの額
就学事務補助員	月額	97,327円	19,465円	116,792円
教育指導課事務補助員	月額	103,410円	20,682円	124,092円
日勤講師	月額	200,788円から280,669円までの額	40,157円から56,133円までの額	240,945円から336,802円までの額
副校長補佐	月額	114,334円	22,866円	137,200円
スクールカウンセラー	月額	104,951円から215,085円までの額	20,990円から43,017円までの額	125,941円から258,102円までの額

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この規程による改正後の世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和6年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員については、同年12月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

- (1) 令和6年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。以下同じ。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員
- (2) 令和6年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により令和6年12月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年11月12日
世田谷区選挙管理委員会
登録を行う日 令和6年12月2日

◎世田谷区選挙管理委員会告示第52号

世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示（令和6年3月1日世田谷区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日
世田谷区選挙管理委員会

本則の表選挙事務補助の項中「4,278円」を「4,866円」に、「855円」を「973円」に、「5,133円」を「5,839円」に改める。

附 則

この告示による改正後の世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示の規定は、令和6年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員については、同年12月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

- (1) 令和6年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。以下同じ。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員
- (2) 令和6年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時

間30分未満の会計年度任用職員

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第16回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和6年11月25日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和6年11月29日（金）
午後3時00分
- 2 開催場所 三茶しゃれなあとホール
スワン・ビーナス
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について